

平素より、本市の税務行政にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、地方税法第317条の6第1項(給与支払報告書の提出義務)により下記及び裏面を参考に給与支払報告書を作成のうえ、**令和7年1月31日(金)まで**にご提出いただきますようお願いいたします。

☆令和6年度から特別徴収税額通知の受取方法が変わりました！

(1)特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が始まります。

納税義務者用の通知を、①紙(正本)を郵送で受け取る、②電子データ(正本)をeLTAXで受け取る、いずれかを選択できるようになります。

※電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

(2)特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます

特別徴収義務者用の通知は、「紙(正本)+電子データ(副本)」での受取ができなくなり、「電子データ(正本)」または「紙(正本)」どちらかでの受取になります。

詳しくは、eLTAXホームページの

特徴税通(納税義務者用)特設ページをご覧ください。

特徴税通(納税義務者用)特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>



○給与支払報告書提出時のお願い

- 給与支払報告書(個人別明細書)を紙で作成し提出する場合は、「市町村提出用」を**正本1部のみ提出してください**。(豊見城市では「副本」の提出は不要です。)
- 「総括表」は、同封の様式を使用してください(eLTAX(電子申告)を利用する場合を除く)。別の様式を使用する場合は、豊見城市の特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。
- 提出の対象者は、令和7年1月1日現在、豊見城市に住所のある方で令和6年中に給与等の支払を受けた全ての方です。正社員・アルバイト等の就労形態、支払金額の多少、個人で確定申告をするかどうかにかかわらず全て提出してください。
- 給与の支払金額が30万円以下の退職者でも適正課税の観点から提出にご協力ください。
- 追加・訂正で再提出する場合は、総括表を豊見城市ホームページから印刷するか、税務署の総括表を使用してください。その際、**特別徴収義務者指定番号**を必ず記入してください。また、訂正分の場合は個人別明細書の摘要欄に**「訂正分」**と朱書きしてください。
- 提出後に転勤・退職等があった場合は、異動のあった月の翌10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- 個人別明細書の作成にあたっては、裏面記入例のほか、国税庁ホームページの年末調整関連情報もご参考ください。

○総括表の記入について

- 印字された所在地・名称等に変更がある場合は、総括表に変更箇所を朱書き訂正してください。
- 「受給者総人員」の欄には、令和7年1月1日現在において給与の支払を受けている事業所全体の総人員を記入します。
- 「報告人員」の欄には、豊見城市に給与支払報告書(個人別明細書)を提出する人数を記入します。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」(税理士が作成する場合は「関与税理士の氏名及び電話番号」)の記入も忘れずお願いします。
- 平成29年度から、特別徴収義務者の法人番号または個人番号(マイナンバー)の記入が必要となっております。
- 裏面も記入いただき、キリトリ線から切り離し、①「総括表」、②「個人別明細書(特別徴収分)」、③「個人別明細書(普通徴収分)」の順で並べて提出してください。**

令和7年度 給与支払報告書(総括表)

豊見城市長殿

令和7年1月16日提出

指定番号: 20123456

給与の支払期間: 令和6年1月から12月分まで

給与支払者の個人番号又は法人番号: 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

フリガナ: トミグスク

事業種目: 株式会社 とみぐすく

給与支払者の氏名又は名称: 株式会社 とみぐすく

受給者総人員: 52 人

所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称: トミグスク

フリガナ: オキナワケントミグスクシギボ

報告人員: 特別徴収対象者 30 人
普通徴収対象者(退職者) 3 人
普通徴収対象者(退職者を除く) 2 人
報告人員の合計 35 人

同上の所在地: 〒901-0292 沖縄県豊見城市 宜保一丁目1番地1

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名: 代表取締役 豊見城 太郎

所務署名: 那覇 税務署

連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号: 総務課 給与係 氏名 豊見城 次郎 (電話 098-850-0245)

給与の支払方法及びその期日: 毎月21日

関与税理士の氏名及び電話番号: 豊見城会計事務所 氏名 豊見城 花子 (電話 098-850-0024)

納入書の送付: 必要 不要

裏面

今回の提出分の中に、前職分を含んでいるものがありますか。

(ある ない)

1人

普通徴収切替申請書

記号	普通徴収とする理由	人数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払いが不定期な場合を含む)	人
c	退職者又は休職者(5月31日までに予定しているものを含む)	3 人
d	給与額が少なく税額が引けない者	人
e	他の事業所で特別徴収される者(乙欄適用者)	2 人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は除く)	人
合計人数		5 人

「ある」の場合は、該当者の給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、前職分給与の内容、支払者名を必ず記入してください。

該当者の給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄にも、記号[a~f]を記入してください。また、総括表に記入した人数との整合性を確認してください。

※郵送の際には宛名の後に「給報在中」と記入をお願いします。

給与支払報告書(個人別明細書) 記入例

⑦ 給与支払報告書(個人別明細書)

支払を受ける者	豊見城市宇豊見城△△番地 (那覇市泉崎●●番地)	住所(フリガナ)	トミダスク クロウ	氏名	豊見城 太郎
種別	給与・賞与	支払金額	14,400,000	給与所得控除後の金額	12,300,000
		源泉徴収税額	936,700	所得控除の額の合計額	3,350,000
(源泉)控除対象配偶者の有無等	③ 有	配偶者(特別)控除の額	4	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	1
非居住者である親族の数	5	16歳未満扶養親族の数	4	障害者の数(本人を除く。)	1
住宅借入金等特別控除の額	6	住宅借入金等特別控除の額	205,000	非居住者である親族の数	1
住宅借入金等特別控除の内訳	・住宅借入金等特別控除適用数 控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記入してください。 ・住宅借入金等特別控除可能額 控除額が算出所得税額を超えるため控除しきれない控除額がある場合に、元となる住借控除額を記入してください。 ・居住開始年月日(1回目、2回目) 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。 ・住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目) 適用を受けている控除の区分ごとに、「住・認・増・震」を記入してください。また、当該控除の対象が特定取得に該当する場合は、後ろに「特」を記入してください。 ・住宅借入金等年末残高(1回目、2回目) 2以上の控除の適用がある場合は特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記入してください。				
配偶者の合計所得	8	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	480,000	控除対象扶養親族	10
控除対象扶養親族	10	扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記入してください(マイナンバーが不明等の場合は摘要欄に対象者の氏名・生年月日・住所を追記してください)。		16歳未満の扶養親族	11
16歳未満の扶養親族	11	16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記入してください(マイナンバーが不明等の場合は摘要欄に対象者の氏名・生年月日・住所を追記してください)。		5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の個人番号	12
5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の個人番号	12	5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記入してください。この場合、マイナンバーの前の「(摘要)」欄において氏名の前に記入した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記入した氏名との対応関係が分かるようにしてください。		支払者の個人番号または法人番号	13
支払者の個人番号または法人番号	13	支払者が法人の場合は法人番号を記入、個人事業主の場合はマイナンバーを右詰で記入してください。		令和7年度市・県民税を特別徴収できない場合は、「普通徴収切替申請書」の普通徴収とする理由に該当する記号(a~f)を記入してください。記号が記入されていない場合は特別徴収となります。	
中途就職・退職	14	中途就職者で、前職場給与等を通算して年末調整を行った場合には、前職分の給与支払金額・社会保険料・源泉徴収税額、前職場の名称・退職年月日を記入してください。		控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバー記入は必須ですが、マイナンバーが不明等の理由でどうしても記入ができない場合は、その対象者の氏名、生年月日、住所を記入してください。(例「豊見城一郎、昭和〇〇年〇月〇日、〇〇県〇〇市〇〇番地」)	
摘要	14	障害者、特別障害者、同居特別障害者に該当する配偶者控除対象者及び扶養控除対象者を有する場合には、その対象者の氏名及び該当する控除を記入してください。(例「豊見城一郎(同居特別障害)」)		年末調整をした給与等の令和6年分所得税の定額減税について、実際に控除した年調減税額、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額、非控除対象配偶者減税の有無を記入してください。	
住所	令和7年1月1日現在(中途退職者は退職時)の住所を記入してください。 ※1月1日の実際の住所が住民登録のある住所と異なる場合は、実際の住所の下に()書きで住民登録地の住所の記入をお願いします。 ・個人番号 受給者のマイナンバーを記入してください。				
支払金額	令和6年中に支払った給与等の金額を記入してください。中途就職者で前職分の支払金額も含めて年末調整をした場合は、前職分の金額も合算して記入してください。				

(市町村提出用)

③	(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者がいる場合に「有」欄に○印を付し、配偶者が昭和30年1月1日以前生まれの場合は「老人」欄にも○印を付けてください。(配偶者の合計所得金額が48万円を超える場合は○印を付さないでください)
④	配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」から計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入してください。併せて、⑧欄に配偶者の合計所得額を記入し、⑨欄に(源泉・特別)控除対象配偶者の氏名と個人番号を記入してください。 (※受給者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用不可です)
⑤	非居住者である親族の数	配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の中に、非居住者(国内に住所を有しない者)がいる場合には、その人数を記入してください。
⑥	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額を記入してください。当該控除額が算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入します。
⑦	住宅借入金等特別控除の内訳	・住宅借入金等特別控除適用数 控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記入してください。 ・住宅借入金等特別控除可能額 控除額が算出所得税額を超えるため控除しきれない控除額がある場合に、元となる住借控除額を記入してください。 ・居住開始年月日(1回目、2回目) 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。 ・住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目) 適用を受けている控除の区分ごとに、「住・認・増・震」を記入してください。また、当該控除の対象が特定取得に該当する場合は、後ろに「特」を記入してください。 ・住宅借入金等年末残高(1回目、2回目) 2以上の控除の適用がある場合は特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記入してください。
⑧	配偶者の合計所得	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額(※収入金額ではありません)を記入してください。
⑩	控除対象扶養親族	扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記入してください(マイナンバーが不明等の場合は摘要欄に対象者の氏名・生年月日・住所を追記してください)。
⑪	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記入してください(マイナンバーが不明等の場合は摘要欄に対象者の氏名・生年月日・住所を追記してください)。
⑫	5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記入してください。この場合、マイナンバーの前の「(摘要)」欄において氏名の前に記入した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記入した氏名との対応関係が分かるようにしてください。
⑬	支払者の個人番号または法人番号	支払者が法人の場合は法人番号を記入、個人事業主の場合はマイナンバーを右詰で記入してください。
		令和7年度市・県民税を特別徴収できない場合は、「普通徴収切替申請書」の普通徴収とする理由に該当する記号(a~f)を記入してください。記号が記入されていない場合は特別徴収となります。
		中途就職者で、前職場給与等を通算して年末調整を行った場合には、前職分の給与支払金額・社会保険料・源泉徴収税額、前職場の名称・退職年月日を記入してください。
		控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバー記入は必須ですが、マイナンバーが不明等の理由でどうしても記入ができない場合は、その対象者の氏名、生年月日、住所を記入してください。(例「豊見城一郎、昭和〇〇年〇月〇日、〇〇県〇〇市〇〇番地」)
⑭	摘要	障害者、特別障害者、同居特別障害者に該当する配偶者控除対象者及び扶養控除対象者を有する場合には、その対象者の氏名及び該当する控除を記入してください。(例「豊見城一郎(同居特別障害)」) 年末調整をした給与等の令和6年分所得税の定額減税について、実際に控除した年調減税額、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額、非控除対象配偶者減税の有無を記入してください。 ※令和6年分所得税の定額減税について詳しくは、国税庁ホームページ掲載の『給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分源泉所得税の定額減税のしかた』をご覧ください。

<各種扶養控除 確認欄>

- 1 特定扶養親族 平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの扶養親族(19歳～22歳)
- 2 老人扶養親族 昭和30年1月1日以前生まれの扶養親族(70歳以上)
- 3 年少扶養親族 平成21年1月2日以降生まれの扶養親族(16歳未満)
- 4 その他の扶養親族 配偶者・特定扶養及び老人扶養及び年少扶養以外の扶養親族(16歳～18歳、23歳～69歳)

